

**別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P-V 記入欄						I P O 記入欄						備考			
								記載箇所		コメント		評価結果		確認箇所		コメント		評価結果					
								※設計成果物名と事項欄を記載	※評価値が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	※設計成果物名と事項欄を記載	※評価値が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)				
1	9	3.1.1-1	3層構造	1	(1) システムは、「業務層」、「基盤機能層」、「共有DB層」からなる3層構造とすること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書																
2	10	3.1.2-1	システム構成要素	1	(1) 各層は、「表 3.1-2 3層構造を構成するシステム構成要素」に示すシステム構成要素から構成すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書																
3	11	3.1.2-2	業務層の分割	1	(1) 業務層は、領域に分割すること。(分割した各々は、「サブシステム」と称する) (2) (1)の領域は、次の①～③を考慮し、適切な範囲とすること。 ① 法域 ② 「概念データモデル」に示した範囲 ③ 業務処理の関連性	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・サブシステム分割設計書																
4	12	3.1.3-1	アクセスパス	1	(1) システム構成要素間の接続は、「表 3.1-4 アクセスパス」に限ること。	システム構成要素間アクセスパス表(※)が設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書													アクセスパスに関する以下の規約については、包括的に適合確認を行う。  規約：3.1.3-1 規約：3.1.3-2 規約：3.2.1-8 規約：3.2.2-4 規約：3.2.9-3 規約：3.2.9-4 規約：3.2.10-3 規約：3.2.10-4  ※特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.4版に記載されている「付録1 システム構成要素間のアクセスパス表」及び「付録2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースで許容されるアクセスパス表」と同一内容の表。			
				2	[ビジネスフロー管理] ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)																	
				3	他のシステム構成要素からビジネスフロー管理に対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)																	
				4	[業務アプリケーション(画面)] 業務アプリケーション(画面)に対して画面呼び出し以外のアクセスが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程) ・外部インタフェース一覧(基本設計工程)																	
				5	[業務アプリケーション(サービス)] 業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)																	
				6	他のシステム構成要素から業務アプリケーション(サービス)に対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)																	
				7	[業務アプリケーション(バッチ)] 業務アプリケーション(バッチ)と他のシステム構成要素との間に、インタフェースが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程) ・外部インタフェース一覧(基本設計工程)																	
				8	[個別データベース] 個別データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・CRUDマトリックス(機能レベル)																	
				9	[ビジネスルール管理] ビジネスルール管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)																	
				10	他のシステム構成要素からビジネスルール管理に対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)																	
				11	[外部システム連携] 外部システム連携が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)																	
				12	[業務アプリケーション(外受)] 業務アプリケーション(外受)へのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)																	
				13	[DBアクセス基盤サービス] DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)																	
				14	他のシステム構成要素からDBアクセス基盤サービスに対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)																	

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト(本冊) 【基本設計工程】  
(特許庁システム設計・開発ガイドライン(システム刷新&新規システム構築編)第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P-V 記入欄				P O 記入欄				備考	
								記載箇所		評価結果		確認箇所		評価結果			
								※設計成果物名と事項名を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	※設計成果物名と事項名を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載		細則(*2)
				15		[共有データベース] 共有データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・CRUDマトリックス(機能レベル)										
5	13	3.1.3-2	サブシステム間アクセスパス	1	(1) 異なるサブシステムのシステム構成要素間の接続は、「表 3.1-6 サブシステム間アクセスパス」に限ること。												アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約:3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。
6	15	3.1.4-1	アクセスパスの protocols	1	(1) 「表 3.1-8 HTTP/1.1を用いたアクセスパス」に示すアクセスパスの protocols は、「RFC 7230~7235」で規定する「HTTP/1.1」とすること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書										
7	16	3.1.5-1	サービスインタフェースを提供するシステム構成要素	1	(1) システム構成要素のうち、「ビジネスフロー管理」、「業務アプリケーション(サービス)」、「ビジネスルール管理」及び「DBアクセス基盤サービス」は、サービスインタフェースを提供すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書										
8	17	3.1.5-2	サービスインタフェース	1	(1) サービスインタフェースは、RESTとすること。 (2) サービスインタフェースは、次の①~⑫に従うこと。 ① URIを定義すること。 ② URIは、サービスインタフェースの版(バージョン)を特定できること。 ③ URIは、2000バイト以下とすること。 ④ URIは、シングルバイト文字のみを使用すること。 ⑤ セッションを使用しないこと。 ⑥ XML Schemaを提供すること。 ⑦ XMLでバイナリデータを扱う場合は、バイナリデータを「RFC 4648」で定義された「Base64」仕様に準じてエンコードすること。エンコードした文字列は、XMLの要素とすること。 ⑧ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、URI及びXMLの妥当性検査を行うこと。 ⑨ HTTPステータスコードを定義すること。 ⑩ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、定義されたHTTPステータスコードに準じて結果を返却すること。 ⑪ URIは、利用者識別情報を含むこと。 ⑫ 受付ポート番号を設定すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書										
9	18	3.1.5-3	HTTPヘッダ	1	(1) サービスインタフェースのHTTPヘッダは、少なくとも次の①~③に従うこと。 ① 要求時と応答時に一般ヘッダ「Cache-Control」に「no-store」を設定すること。 ② 要求時にリクエストヘッダ「Accept-Encoding」に「gzip」を設定すること。 ③ 応答時にエンティティヘッダ「Content-Encoding」に「gzip」を設定すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書										
10	18	3.1.5-4	HTTPステータスコード	1	(1) サービスインタフェースのHTTPステータスコードは、次の①~⑧とすること。 ① 200(OK) ② 400(リクエストが不正である) ③ 401(認証エラー) ④ 403(認可エラー) ⑤ 405(許可されていないメソッド) ⑥ 408(タイムアウト) ⑦ 500(サーバーエラー) ⑧ 503(サービス利用不可) (2) ただし、システム構成要素のサービスインタフェース仕様において、HTTPステータスコードに別段の定めがあるときは、この限りでない。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書										
11	19	3.2.1-1	ビジネスプロセス	1	(1) 業務の流れは、ビジネスプロセスで定義すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書										
12	19	3.2.1-2	ビジネスプロセスの表記	1	(1) ビジネスプロセスは、「OMG」が定める「BPMN v2.0」で表記すること。 (2) ビジネスプロセスは、『別冊1 BPMN表記規則』に従って表記すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書										仕様(2)については、『別冊1 BPMN表記規則』の規約の適合確認結果に準ずる。
13	19	3.2.1-3	ビジネスフロー管理の責務	1	(1) ビジネスフロー管理は、次の責務を担うこと。 ① ビジネスプロセスの管理 ② ビジネスプロセスインスタンスの管理	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書										
14	19	3.2.1-4	ビジネスフロー管理のサービスインタフェース	1	(1) ビジネスフロー管理は、「表 3.2-1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース1」、「表 3.2-2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース2」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。 (2) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「1.1.1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースのURI」及び「1.1.2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。 (3) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースは、配下のフローノードインスタンスが全て「完了」状態であるビジネスプロセスインスタンスについては、当該ビジネスプロセスインスタンスが存在しないものとみなして、適切な応答を行うこと。 (4) 「規約:3.1.5-2 サービスインタフェース」の(2)②は適用しない。	ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書(※) ・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)										※サービスインタフェース一覧(基本設計工程)に記載のない事項について確認する。
15	25	3.2.1-5	サービスタスク及びユーザタスクの粒度	1	(1) ビジネスプロセスにおけるサービスタスクの粒度及びユーザタスクの粒度は、業務として意味のある最小単位とすること。	ビジネスプロセスにおけるサービスタスクの粒度及びユーザタスクの粒度について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書 ・BPMN記載ルール(基本設計工程)										

**別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P-V 記入欄					P O 記入欄					備考			
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と事項欄を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果						
										細則(*2)	評価日	評価者			細則(*2)	評価日	評価者				
16	25	3.2.1-6	ビジネスフロー管理データ	1	(1) ビジネスフロー管理は、「ビジネスフロー管理データ」を管理すること。  (2) 「ビジネスフロー管理データ」は、「業務キー」、「分岐条件情報」及び「連携先業務キー」とする。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書														
17	26	3.2.1-7	ビジネスフロー管理データの設定と有効範囲	1	(1) ビジネスフロー管理データは、ビジネスプロセスインスタンスに対して、次の①及び②とすること。 ① 業務キーは、1つのみ保持すること。	業務キーは、1ビジネスプロセスに1つのみ定義されていること。	・業務フロー図 (BPMN/分析モデル)														
				2	② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書														
				3	(2) ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすること。  (3) ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」とすること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書														
				4	(4) ビジネスプロセスは、次の①及び②とすること。 ① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けること。	分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けることが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書 ・BPMN記載ルール (基本設計工程) ・業務フロー図 (BPMN/分析モデル) (※)														※業務フロー図 (BPMN/分析モデル) に分岐条件情報を取得するサービスタスクを記載する場合は、基本設計工程においても、詳細設計工程と同様の適合確認を行うものとする。
				5	② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けること。	ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けることが設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書 ・BPMN記載ルール (基本設計工程) ・業務フロー図 (BPMN/分析モデル) (※)														※業務フロー図 (BPMN/分析モデル) に連携先業務キーを取得するサービスタスクを記載する場合は、基本設計工程においても、詳細設計工程と同様の適合確認を行うものとする。
18	27	3.2.1-8	ビジネスフロー管理に対するアクセスバスの特例	1	(1) 連携元のシステム構成要素が次の①、②及び③のいずれかであって、連携先のシステム構成要素が、異なるサブシステムのビジネスフロー管理である場合、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 ① 業務アプリケーション (画面) ② 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション (サービス) の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション (サービス) ③ 業務アプリケーション (パッチ)  (2) ビジネスフロー管理間は、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。  (3) 連携元が外部システムの場合、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。														アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う (「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照)。		
19	28	3.2.1-9	ビジネスフロー管理における異常時の動作	1	(1) ビジネスフロー管理は、呼出し先のシステム構成要素のサービスインタフェースから400番台、又は500番台のHTTPステータスコードを受けた場合、フローを停止すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書														
20	29	3.2.2-1	業務アプリケーション (サービス) の責務	1	(1) 業務アプリケーション (サービス) は、業務処理の実行のうち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担うこと。  (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書														
21	29	3.2.2-2	業務アプリケーション (サービス) の類型	1	(1) 業務アプリケーション (サービス) は、次の①及び②に分類すること。 ① ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する処理を実行するもの (「類型1」)。類型1は次の(a)～(c)を含む。 (a) 業務処理 (「類型1a」) (b) 分岐条件情報の提供 (「類型1b」) (c) 連携先業務キーの提供 (「類型1c」) ② 個別データベースに配置された次の(a)及び(b)の操作に関するサービスを提供するもの。 (a) 共通リソースデータ (「類型2A」) (b) 個別連携一時データ (「類型2B」)	業務アプリケーション (サービス) が仕様に記載された類型のいずれかに分類されており、かつ業務アプリケーション (サービス) の機能が分類された類型に即した内容となっていること。	・サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)														
22	29	3.2.2-3	ビジネスフロー管理と業務アプリケーション (サービス) との整合	1	(1) 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション (サービス) の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション (サービス) の処理は、対応するサービスタスクの業務範囲と整合すること。	サービスタスクの機能と、当該サービスタスクに対応する業務アプリケーション (サービス) の機能が整合していること。	・業務フロー図 (BPMN/分析モデル) ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)														
				2	(2) (1)は、アプリケーションプログラムの単位をもって確保すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書														

**別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P-V 記入欄						I P O 記入欄						備考
								記載箇所		コメント		評価結果		確認箇所		コメント		評価結果		
								※設計成果物名と事項欄に記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	※設計成果物名と事項欄に記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	
23	30	3.2.2-4	業務アプリケーション (サービス) に対するアクセスバスの特例	1	(1) 次の場合には、「規約:3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約:3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスバスを許容する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約:3.2.2-2 業務アプリケーション (サービス) の類型」の②(a)あるいは(b)に分類される業務アプリケーション (サービス) であり、連携元のシステム構成要素が、次の(a)~(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション (画面) (b) 業務アプリケーション (サービス) (ただし、規約3.2.2-2①に分類される業務アプリケーション (サービス) に限る) (c) 業務アプリケーション (パッチ)  (2) 次の場合には、「規約:3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約:3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスを禁止する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約:3.2.2-2 業務アプリケーション (サービス) の類型」の②に分類される業務アプリケーション (サービス) であり、連携元のシステム構成要素が、ビジネスフロー管理である場合。 ② 連携先のシステム構成要素が、次の(a)~(c)であって、連携元のシステム構成要素が、「規約:3.2.2-2 業務アプリケーション (サービス) の類型」の②である場合。 (a) ビジネスフロー管理 (b) ビジネスルール管理 (c) DBアクセス基盤サービス													アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約:3.1.3-1 アクセスバス」を参照)。		
24	32	3.2.2-5	業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション (サービス) 類型1、類型1b及び類型1hは、「表 3.2-5 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供すること。	業務アプリケーション (サービス) 類型1が提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書 (※) ・サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)										※サービスインタフェース一覧 (基本設計工程) に記載のない事項について確認する。			
				2	(2) 「表 3.2-5 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.1.1 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェースのURI」及び「2.1.2 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書													
25	34	3.2.2-6	業務アプリケーション (サービス) 類型2Aのサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション (サービス) 2Aは、「表 3.2-6 業務アプリケーション (サービス) 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供すること。	業務アプリケーション (サービス) 類型2Aが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に定義されていること。	・技術方式概要設計書 (※) ・サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)										※サービスインタフェース一覧 (基本設計工程) に記載のない事項について確認する。			
				2	(2) 「表 3.2-6 業務アプリケーション (サービス) 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書													
26	36	3.2.2-7	業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bは、異なるサブシステム間の連携を行うために、「表 3.2-7 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェース」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。	業務アプリケーション (サービス) 類型2Bが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書 (※) ・サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)										※サービスインタフェース一覧 (基本設計工程) に記載のない事項について確認する。			
				2	(2) 「表 3.2-7 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.2.1 業務アプリケーション (サービス) 類型2BのサービスインタフェースのURI」及び「2.2.2 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書													
27	38	3.2.3-1	業務アプリケーション (画面) の責務	1	(1) 業務アプリケーション (画面) は、業務処理の実行のうち、画面を備える処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書													
28	38	3.2.3-2	業務アプリケーション (画面) の構成	1	(1) 業務アプリケーション (画面) は、業務用PCのWebブラウザを利用した構成とすること。 (2) ただし、業務処理が業務用PCのWebブラウザを利用した構成で実現できない場合は、この限りではない。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書													
29	38	3.2.3-3	WEBブラウザを利用した構成における制限	1	(1) 業務アプリケーション (画面) のうちWebブラウザを利用する部分は、国際標準規格として規定された仕様準拠すること。 (2) ただし、特許庁がWebブラウザを指定する場合は、当該Webブラウザの仕様準拠すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書													
30	39	3.2.3-4	業務アプリケーション (画面) の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限	1	(1) 業務アプリケーション (画面) は、アプリケーションプログラムの単位と整合すること。 (2) 業務アプリケーション (画面) は、画面群の単位とすること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書													
				2	(3) 画面群は、同一の機能特性を有する画面のみで構成すること。 (4) (3)の「同一の機能特性」は、次の①~④のいずれかとすること。 ① メニュー ② 対象特定 ③ 作成更新 ④ 参照	画面群が仕様に記載された「同一の機能特性」のいずれかに分類されており、かつ画面の概要が分類された「同一の機能特性」に即した内容となっていること。	・画面一覧 (基本設計工程)													
				3	(5) 業務アプリケーション (画面) は、HTTPプロトコル (GETメソッド) により起動 (画面の表示開始) を行うこと。 (6) 業務アプリケーション (画面) は、(5)の起動を行うURI (パラメータを含む) を定義すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様になっていること。	・技術方式概要設計書													

**別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P-V 記入欄					P O 記入欄					備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と事項欄を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と事項欄を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果					
										細則(*2)	評価日	評価者			細則(*2)	評価日	評価者		規約(*3)	
					(7) 異なる業務アプリケーション (画面) 間の遷移は、(6)のURIのみを用いて(5)により行うこと。															
31	39	3.2.3-5	業務アプリケーション (画面) とビジネスフロー管理との整合	1	(1) ユーザタスクに対応する業務アプリケーション (画面) の業務処理は、対応するユーザタスクの業務範囲と整合すること。 (2) (1)の業務アプリケーション (画面) は、「規約: 3.2.3-4 業務アプリケーション (画面) の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限」の仕様(4)の③に該当する画面群とすること。		ユーザタスクの機能と、当該ユーザタスクに対応し、かつ「作成更新」の画面群に該当する業務アプリケーション (画面) の機能が整合していること。													
32	41	3.2.4-1	業務アプリケーション (バッチ) の責務	1	(1) 業務アプリケーション (バッチ) は、業務処理の実行のうち、次のいずれかの処理の実行に関する責務を担うこと。 ① 予め定められた時間間隔あるいは日時に処理の実行を開始するもの。 ② 複数の業務キーに関する処理を、一括して処理せざるをえないもの。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
33	41	3.2.4-2	業務アプリケーション (バッチ) とビジネスフロー管理との関係	1	(1) ビジネスフロー管理が、業務アプリケーション (バッチ) の処理結果に基づいて業務の流れを制御する場合は、次のとおりとすること。 ① ビジネスプロセスに対して、業務アプリケーション (バッチ) の処理結果に基づいて業務の流れを制御する箇所にメッセージイベントを設ける。 ② 業務アプリケーション (バッチ) は、ビジネスフロー管理のサービスインタフェースを利用し、メッセージを伝達する。 (2) ただし、業務の流れを制御する対象がユーザタスクの場合はこの限りではない。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
34	42	3.2.5-1	個別データベースの責務	1	(1) 個別データベースは、個別データベースに配置されたデータを管理する責務を担うこと。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
35	42	3.2.5-2	個別データベースに配置するデータ	1	(1) 個別データベースに配置するデータは、次の①～④のいずれかに限ること。 ① 共通リソースデータ ② 個別連携一時データ ③ 個別リソースデータ ④ 個別業務イベントデータ		個別データベースに配置する各エンティティのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
				2	(2) 個別データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述 (ストアドプロシージャやトリガ) を配置してはならない。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
36	43	3.2.5-3	個別連携一時データとして配置するデータ	1	(1) 個別連携一時データとして個別データベースに配置する情報は、次の①～④とする。 ① 伝達情報種別 ② 業務キー ③ タイムスタンプ ④ 伝達情報		個別連携一時データとして個別データベースに配置するエンティティのカラム情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
37	44	3.2.6-1	ビジネスルール管理の責務	1	(1) ビジネスルール管理は、業務アプリケーションに含まれるビジネスルールを処理することができる。 (2) ビジネスルールは、「表 3.2-11 ビジネスルールの種別」における、「推論」、「計算」、「振分」、「制約」から構成すること。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
38	46	3.2.7-1	DBアクセス基盤サービスの責務	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を担うこと。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
39	46	3.2.7-2	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、少なくとも「表 3.2-12 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供すること。 (2) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「3.1.1 DBアクセス基盤のサービスインタフェースのURI」及び「3.1.2 DBアクセス基盤のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。 (3) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。		DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
				2	(2) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースのXML Schemaにて、事件データを表現する要素について、共有データベースの対応する項目でnullを扱う場合は、スキーマ定義構文において、属性nillableに"true"を指定すること。 (2) 入力XML要素が空要素である場合は、次の①、②に従うこと。 ① 共有データベースをnullで更新する場合は、属性nilに"true"を指定すること。 ② 共有データベースを空文字で更新する場合は、属性nilを指定しない、又は属性nilに"false"を指定すること。 (3) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、入力項目として事件データの更新情報を表すXMLを受領した場合、受領したXMLに含まれる要素に対応する事件データのみを更新対象とすること。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
40	50	3.2.7-3	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML	1	(1) DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースのXML Schemaにて、事件データを表現する要素について、共有データベースの対応する項目でnullを扱う場合は、スキーマ定義構文において、属性nillableに"true"を指定すること。 (2) 入力XML要素が空要素である場合は、次の①、②に従うこと。 ① 共有データベースをnullで更新する場合は、属性nilに"true"を指定すること。 ② 共有データベースを空文字で更新する場合は、属性nilを指定しない、又は属性nilに"false"を指定すること。 (3) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、入力項目として事件データの更新情報を表すXMLを受領した場合、受領したXMLに含まれる要素に対応する事件データのみを更新対象とすること。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													
41	51	3.2.7-4	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの事前空間	1	(1) 入出力項目に事件データを持つサービスインタフェースは、XML Schema定義において事件データ配下の要素に名前空間を設定すること。		左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。													

※サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)に記載のない事項について確認する。

**別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A-P-V記入欄					I-PO記入欄					備考		
								記載箇所		コメント		評価結果		確認箇所		コメント			評価結果	
								※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*2)	評価日		評価者	規約(*3)
					(2) 事件データ配下の要素の名前空間は、次の①、②に従うこと。 ① コード仕様を管理する単位で名前空間を設けること。ただし、コード仕様を管理する単位内にて同じコード値で意味が異なるコードが存在する場合は、コード値の意味が一意になるような適切な範囲で、さらに細分化した名前空間を設けること。 ② ①で設けた名前空間に、事件データ配下の対応する要素を定義すること。															
42	52	3.2.7-5	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限	1	(1) 「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に定めるサービスインタフェースのうち、業務用PCのWebブラウザを利用したアクセスは、HTTPメソッドがGETであるものに限る。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書													
43	52	3.2.7-6	共有データベースに対するアクセス	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」に定める方式で、共有データベースにアクセスすること。													本規約については、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」の適合確認結果に準ずる。		
44	53	3.2.8-1	共有データベースの責務	1	(1) 共有データベースは、共有データベースに配置されたデータを管理する責務を担うこと。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書													
45	53	3.2.8-2	共有データベースに配置するデータ	1	(1) 共有データベースに配置するデータは、「事件データ」あるいは「書類データ」のいずれかに該当するデータとすること。 (2) 共有データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述(ストアドプロシージャやトリガ)を配置してはならない。	共有データベースに配置する各エンティティのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。 左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・エンティティ一覧 ・エンティティ定義書 ・技術方式概要設計書													
46	53	3.2.8-3	共有データベースへのアクセス	1	(1) 共有データベースは、DBアクセス基盤サービスからのアクセスを受ける機能を提供すること。 (2) (1)のアクセスは、次の①～③に従うこと。 ① アクセスは、JDBC APIを使用すること。 ② データの操作は、ANSI/ISOにおいて標準化されたSQLとすること。 ③ ②のSQLは、SQL:1999(SQL99)に準拠すること。	DBアクセス基盤サービスから共有データベースへのアクセス方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書 ・標準コーディング規約(基本設計工程)													
47	54	3.2.9-1	外部システム連携の配置	1	(1) 内部システムが次の①～⑩に該当する外部システムと連携する場合は、システム構成要素として「外部システム連携」を「外部システム連携層」に配置すること。 ① 特実方式審査システム(SY06) ② 意匠・商標方式審査システム(SY07) ③ 特実審査周辺システム(SY08) ④ 意匠審査周辺システム(SY09) ⑤ 商標審査周辺システム(SY10) ⑥ 審判システム(SY25) ⑦ 登録システム(SY26) ⑧ 特実(XML)公報システム(SY27) ⑨ 意匠・商標・審判公報システム(SY28) ⑩ 記録ファイル管理システム(SY39)	①～⑩に該当する外部システムとの連携は、外部システム連携を経由していること。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)													
48	54	3.2.9-2	外部システム連携の機能と単位	1	(1) 外部システム連携は、次の①～⑤のうち、内部システムと外部システム間の相違を交換するために必要な機能を有すること。 ① 内部システムに対して、本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供する機能。 ② 内部システムのサービスインタフェースにアクセスする機能。 ③ 外部システムに対して、外部システム固有のインタフェースを提供する機能。 ④ 外部システム固有のインタフェースにアクセスする機能 ⑤ ①～④を整合させる機能。 (2) 外部システム連携は、連携する外部システムが刷新される範囲と整合した単位とすること。	外部システム連携の機能が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。 外部システム連携の単位が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・外部システム連携設計書(基本設計工程) ・外部インタフェース一覧(基本設計工程) ・サービスインタフェース一覧(基本設計工程) ・外部インタフェース一覧(基本設計工程)													
49	58	3.2.9-3	内部システムから外部システム連携へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～④を連携元のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション(画面) ③ 業務アプリケーション(サービス)(ただし、「規約：3.2.2 業務アプリケーション(サービス)の類型」の(1)①に分類される業務アプリケーション(サービス)に限る) ④ 業務アプリケーション(バッチ) (2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムあるいはDBアクセス基盤サービスとして取り扱うこと。													アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。		
50	59	3.2.9-4	外部システム連携から内部システムへのアクセスパス	1	(1) 連携元のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～③を連携先のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション(サービス) ③ DBアクセス基盤サービス (2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムとして取り扱うこと。													アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。		
51	60	3.2.9-5	外部システム連携に関するアクセスパスのプロトコル	1	(1) 「表 3.2-15 外部システム連携に関するアクセスパス」に示すアクセスパスのプロトコルは、RFC 7230～7235で規定する"HTTP/1.1"とすること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。	・技術方式概要設計書													
52	60	3.2.9-6	外部システム連携のサービスインタフェース	1	(1) 「規約：3.2.9-3 内部システムから外部システム連携へのアクセスパス」のアクセスパスは、サービスインタフェースとすること。 (2) (1)のサービスインタフェースは、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠すること。 (3) (1)のサービスインタフェースは、「表 3.2-16 サービスインタフェースを提供するシステム構成要素」で示すシステム構成要素のサービスインタフェースに準拠すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則していること。 (1)のサービスインタフェースが、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠していること。 (1)のサービスインタフェースが、ビジネスフロー管理的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」に準拠していること。	・技術方式概要設計書 「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照													

別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト(本冊) 【基本設計工程】  
(特許庁システム設計・開発ガイドライン(システム刷新&新規システム構築編)第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P-V記入欄				I P O記入欄				備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		
								細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	細則(*2)	評価日	評価者	規約(*3)	
				4		(1)のサービスインタフェースが、業務アプリケーション(サービスの)なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)類型2Aのサービスインタフェース」又は「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)類型2Bのサービスインタフェース」に準拠していること。	「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)類型2Aのサービスインタフェース」及び「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)類型2Bのサービスインタフェース」を参照									
				5		(1)のサービスインタフェースが、DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおけるイベントデータの名前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」に準拠していること。	「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおけるイベントデータの名前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」を参照									
53	61	3.2.10-1	業務アプリケーション(外受)の責務	1	(1) 業務アプリケーション(外受(そとうけ))は、業務処理の実行のうち、外部システムからのアクセスであって、本仕様書に準拠していないアクセスによる処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。	・技術方式概要設計書									
54	61	3.2.10-2	業務アプリケーション(外受)の配置と機能	1	(1) 業務アプリケーション(外受)は、「規約：3.1.1-3 層構造」で定める業務層に配置すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。	・技術方式概要設計書									
				2	(2) 業務アプリケーション(外受)は、アクセスを行う外部システムに対して、その外部システム固有のインタフェースを提供する機能を有すること。	業務アプリケーション(外受)の機能が設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。	・外部インタフェース一覧(基本設計工程)									
55	61	3.2.10-3	業務アプリケーション(外受)へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が業務アプリケーション(外受)である場合は、アクセスパスは外部システムからのみ許容する。											アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。
56	61	3.2.10-4	業務アプリケーション(外受)からのアクセスパス	2	(1) 連携元のシステム構成要素が業務アプリケーション(外受)である場合の他のシステム構成要素へのアクセス可否は、連携元のシステム構成要素が業務アプリケーション(サービス)の類型1である場合に準じる。											アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。
57	62	3.3.1-1	サブシステム間の連携1(契機)	1	(1) サブシステム間の連携における契機の伝達は、次の①あるいは②とする。 ① 連携元サブシステムのビジネスフロー管理が、連携先サブシステムのビジネスプロセスのメッセージイベントを一意に特定できる場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース(「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」)を利用する。 ② ①の条件に該当しない場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムの業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェース(「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」の「業務処理」)を利用する。	サブシステム間で、契機を授受する方法について設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。	・技術方式概要設計書									
				2	契機を授受する方法として連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース(「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」)を利用できる場合に、連携先サブシステムの業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェース(「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」の「業務処理」)を利用しないこと。		・サブシステム間連携一覧(基本設計工程) ・業務フロー図(BPMN/分析モデル) ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧(基本設計工程)									
58	63	3.3.1-2	サブシステム間の連携2(業務情報)	1	(1) サブシステム間の連携における業務情報の授受は、次の①～③とする。 ① 共有データベースを利用する。 ② 個別データベースを利用する。 ③ ビジネスプロセスインスタンス・フローノードインスタンスの状態を利用する。 (2) ただし、(1)②で授受する業務情報は、共通ソースデータあるいは個別連携一時データに限る。	サブシステム間で、業務情報を授受する方法について設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。	・技術方式概要設計書									
59	70	3.4.1-1	重複データの禁止	1	(1) 共有データベース及び個別データベースには、解消すべき重複データを配置してはならない。											各刷新プロジェクトは、重複データ解消のためのプロセスを定め、これを実施することにより、本仕様の準拠に努める。コントロール実施者は、策定されたプロセス及びその実施状況の適切性によって、適合確認を行う。
60	70	3.4.2-1	業務アプリケーションの版管理	1	(1) 同一業務において、制度改正等の対応で異なる業務アプリケーションを定義する場合は、当該業務アプリケーションを版(バージョン)により区別すること。	同一業務において、制度改正等の対応で異なる業務アプリケーションを定義する場合は、当該業務アプリケーションを版により区別していること。	・サービスインタフェース一覧(基本設計工程) ・画面一覧(基本設計工程) ・パッチ一覧(基本設計工程)									
				2	(2) (1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション(サービス)の場合、利用するサービスの特定は、ビジネスフロー管理で行うこと。	同一業務において、制度改正等の対応で異なる業務アプリケーションを定義する場合は、利用する業務アプリケーション(サービス)の特定を、ビジネスフロー管理で行うこと。	・業務フロー図(BPMN/分析モデル) ・サービスインタフェース一覧(基本設計工程) ・画面一覧(基本設計工程) ・パッチ一覧(基本設計工程)									

**別紙1 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【基本設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P-V 記入欄					P O 記入欄					備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則(*2)	評価日	評価者			細則(*2)	評価日	評価者		規約(*3)
61	71	3.4.3-1	使用する文字コード	1	(1) システム構成要素間で使用する文字は、次の①～③とすること。 ① 文字セットは、Unicodeとし、5.1もしくは5.1と互換性のあるバージョンに準拠すること。 ② エンコードは、UTF-8とすること。 ③ 使用する文字セットの範囲は、システム開発時に規定すること。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書												
62	72	3.4.4-1	システム利用者の認証・認可	1	(1) 業務アプリケーション (画面) は、システム利用者の本人性確認及び利用者権限管理に関する認証・認可を行うこと。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書												
63	72	3.4.4-2	システム構成要素間の認証・認可	1	(1) 次の①～⑤のシステム構成要素が提供するサービスインタフェースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション (サービス) ③ ビジネスルール管理 ④ DBアクセス基盤サービス ⑤ 外部システム連携  (2) (1)の認証は、HTTPのベーシック認証とすること。  (3) (2)のベーシック認証用のアカウントは、仕様(1)の①～⑤がそれぞれ発行すること。  (4) (3)のアカウントを発行する単位は次の①～③とすること。 ① 同一サブシステムのシステム構成要素毎 ② 異なるサブシステムのシステム構成要素毎 ③ ①、②のシステム構成要素のうち業務アプリケーション (サービス) は類型毎  (5) (1)の認可は、本仕様書で定めるアクセスパスに準じてサービスの利用可否を判断すること。  (6) 個別データベース及び共有データベースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。	左記の仕様について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書												
64	74	3.4.5-1	業務キーと業務キー区分名の基本的構成	1	(1) 業務キーは、次の①及び②から構成すること。 ① 業務キー区分コード ② 業務キー主部  (2) 業務キー区分名は、業務キー区分コードと一対一に対応つけて設定すること。  (3) 業務キー区分名として、次の①～③を設定すること。 ① 日本語名 ② URI物理名 ③ タグ物理名  (4) 業務キー区分コード、業務キー区分名の日本語名、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名は、特許庁システム全体にわたって、それぞれで一意性を確保すること。  (5) 業務キーの表現、並びに業務キー区分コード、業務キー主部、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名の構成は、『別冊3 業務キー・業務キー区分名に関する仕様』の「2.1 業務キー・業務キー区分名に関する仕様」に従うこと。														業務キー・業務キー区分名のコード仕様を追加する必要がある場合、特許庁が追加するコード仕様の確認を行う。

\*1: 作成概要、様式案等は「特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編)」を参照のこと。  
 \*2: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。  
 \*3: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。  
 例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。  
 導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。



**別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物 (*1 *2)	A-P-V記入欄				JPO記入欄				備考
								記載箇所		評価結果		確認箇所		評価結果		
								※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*3)	評価日	評価者	規約(*4)	※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	
1	9	3.1.1-1	3層構造	1	(1) システムは、「業務層」、「基盤機能層」、「共有DB層」からなる3層構造とすること。											詳細設計工程では適合確認を行わない。
2	10	3.1.2-1	システム構成要素	1	(1) 各層は、「表 3.1-2 3層構造を構成するシステム構成要素」に示すシステム構成要素から構成すること。											詳細設計工程では適合確認を行わない。
3	11	3.1.2-2	業務層の分割	1	(1) 業務層は、領域に分割すること。(分割した各々は、「サブシステム」と称する)  (2) (1)の領域は、次の①~③を考慮し、適切な範囲とすること。 ① 法域 ② 「概念データモデル」に示した範囲 ③ 業務処理の関連性											詳細設計工程では適合確認を行わない。
4	12	3.1.3-1	アクセスパス	1	(1) システム構成要素間の接続は、「表 3.1-4 アクセスパス」に限ること。	設計成果物に記載されているアクセスパスがシステム構成要素間アクセスパス表(※)に則していること。	・ビジネスプロセス処理関連図									アクセスパスに関する以下の規約については、包括的に適合確認を行う。  規約：3.1.3-1 規約：3.1.3-2 規約：3.2.1-8 規約：3.2.2-4 規約：3.2.9-3 規約：3.2.9-4 規約：3.2.10-3 規約：3.2.10-4  ※特許庁アーキテクチャ標準仕様書第1.4版に記載されている「付録1 システム構成要素間のアクセスパス表」及び「付録2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースで許容されるアクセスパス表」と同一内容の表。
				2		[ビジネスフロー管理] ビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)									
				3		他のシステム構成要素からビジネスフロー管理に対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)									
				4		[業務アプリケーション(画面)] 業務アプリケーション(画面)に対して画面呼び出し以外のアクセスが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程) ・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)									
				5		[業務アプリケーション(サービス)] 業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)									
				6		他のシステム構成要素から業務アプリケーション(サービス)に対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)									
				7		[業務アプリケーション(パッチ)] 業務アプリケーション(パッチ)と他のシステム構成要素との間に、インタフェースが存在しないこと。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程) ・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)									
				8		[個別データベース] 個別データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・CRUDマトリックス(処理レベル)									
				9		[ビジネスルール管理] ビジネスルール管理が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)									
				10		他のシステム構成要素からビジネスルール管理に対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)									
				11		[外部システム連携] 外部システム連携が提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)									
				12		[業務アプリケーション(外受)] 業務アプリケーション(外受)へのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)									
				13		[DBアクセス基盤サービス] DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)									
				14		他のシステム構成要素からDBアクセス基盤サービスに対して、サービスインタフェース以外のインタフェースが存在しないこと。	・外部インタフェース一覧(詳細設計工程)									
				15		[共有データベース] 共有データベースへのアクセス元がシステム構成要素間アクセスパス表に則していること。	・CRUDマトリックス(処理レベル)									

**別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】**  
(特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物 (*1 *2)	A P-V 記入欄				J P O 記入欄				備考			
								記載箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果					
										細則 (*3)	評価日			評価者	細則 (*3)		評価日	評価者	規約 (*4)
5	13	3.1.3-2	サブシステム間アクセスパス	1	(1) 異なるサブシステムのシステム構成要素間の接続は、「表 3.1-6 サブシステム間アクセスパス」に限ること。											アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約: 3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。			
6	15	3.1.4-1	アクセスパスの Protokol	1	(1) 「表 3.1-8 HTTP/1.1を用いたアクセスパス」に示すアクセスパスの Protokolは、「RFC 7230~7235」で規定する「HTTP/1.1」とすること。											詳細設計工程では適合確認を行わない。			
7	16	3.1.5-1	サービスインタフェースを提供するシステム構成要素	1	(1) システム構成要素のうち、「ビジネスフロー管理」、「業務アプリケーション (サービス)」、「ビジネスルール管理」及び「DBアクセス基盤サービス」は、サービスインタフェースを提供すること。											詳細設計工程では適合確認を行わない。			
8	17	3.1.5-2	サービスインタフェース	1	(1) サービスインタフェースは、RESTとすること。											詳細設計工程では適合確認を行わない。			
				2	(2) サービスインタフェースは、次の①~⑭に従うこと。 ① URIを定義すること。	URIが定義されていること。	・サービスインタフェース設計書												
				3	② URIは、サービスインタフェースの版 (バージョン) を特定できること。	URIにバージョン情報が含まれていること。	・サービスインタフェース設計書										ビジネスフロー管理のサービスインタフェースは適合確認対象外(「規約: 3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」を参照)。		
				4	③ URIは、2000バイト以下とすること。	URI長が2000バイト以下であること。	・サービスインタフェース設計書												
				5	④ URIは、シングルバイト文字のみを使用すること。	URIは、シングルバイト文字のみが使用されていること。	・サービスインタフェース設計書												
				6	⑤ セッションを使用しないこと。												詳細設計工程では適合確認を行わない。		
				7	⑥ XML Schemaを提供すること。	XML Schemaが提供されていること。	・サービスインタフェース設計書 (※)										※XML Schemaに関する情報が明記されていることを確認する。		
				8	⑦ XMLでバイナリデータを扱う場合は、バイナリデータを「RFC 4648」で定義された「Base64」仕様に準じてエンコードすること。エンコードした文字列は、XMLの要素とすること。	XMLでバイナリデータを扱っている要素に対し、Base64でエンコードされている旨が記載されていること。	・サービスインタフェース設計書												
				9	⑧ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、URI及びXMLの妥当性検査を行うこと。												詳細設計工程では適合確認を行わない。		
				10	⑨ HTTPステータスコードを定義すること。	「規約3.1.5-4 HTTPステータスコード」にて確認する。													
				11	⑩ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、定義されたHTTPステータスコードに準じて結果を返却すること。	「規約3.1.5-4 HTTPステータスコード」にて確認する。													
				12	⑪ URIは、利用者識別情報を含むこと。	URIに利用者識別情報が含まれていること。	・サービスインタフェース設計書												
				13	⑫ 受付ポート番号を設定すること。	URIに受付ポート番号が含まれていること。	・サービスインタフェース設計書										受付ポート番号が80番の場合はURIに受付ポート番号が含まれていないことも良い。		
9	18	3.1.5-3	HTTPヘッダ	1	(1) サービスインタフェースのHTTPヘッダは、少なくとも次の①~③に従うこと。 ① 要求時と応答時に一般ヘッダ「Cache-Control」に「no-store」を設定すること。	要求時と応答時に一般ヘッダ「Cache-Control」に「no-store」が設定されていること。	・サービスインタフェース設計書												
				2	② 要求時にリクエストヘッダ「Accept-Encoding」に「gzip」を設定すること。	要求時にリクエストヘッダ「Accept-Encoding」に「gzip」が設定されていること。	・サービスインタフェース設計書												
				3	③ 応答時にエンティティヘッダ「Content-Encoding」に「gzip」を設定すること。	応答時にエンティティヘッダ「Content-Encoding」に「gzip」が設定されていること。	・サービスインタフェース設計書												
10	18	3.1.5-4	HTTPステータスコード	1	(1) サービスインタフェースのHTTPステータスコードは、次の①~⑧とすること。 ① 200 (OK) ② 400 (リクエストが不正である) ③ 401 (認証エラー) ④ 403 (認可エラー) ⑤ 405 (許可されていないメソッド) ⑥ 408 (タイムアウト) ⑦ 500 (サーバエラー) ⑧ 503 (サービス利用不可)	以下のHTTPステータスコードが設定されていること。	・サービスインタフェース設計書										HTTPステータスコードに関する以下の規約については、包括的に適合確認を行う。 規約: 3.2.1.4 規約: 3.2.2-5 規約: 3.2.2-6 規約: 3.2.2-7 規約: 3.2.7-2		
				2	(2) ただし、システム構成要素のサービスインタフェース仕様において、HTTPステータスコードに別段の定めがあるときは、この限りでない。	[ビジネスフロー管理] ・ビジネスプロセスインスタンス生成 200, 201, 400, 401, 403, 405, 408, 409, 500, 503 ・ビジネスプロセスインスタンス削除 200, 201, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 500, 503 ・フローノードインスタンス状態提供 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 500, 503 ・タスク位置検索 200, 201, 400, 401, 403, 405, 408, 500, 503 ・業務キー検索 200, 201, 400, 401, 403, 405, 408, 500, 503 ・通知 (中間イベント) 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 500, 503 ・通知 (開始イベント) 200, 201, 400, 401, 403, 405, 408, 409, 500, 503 ・タスク完了 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 409, 500, 503 ・ロック設定 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 409, 500, 503 ・ロック解除 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 409, 500, 503													

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト(本冊) 【詳細設計工程】  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン(システム刷新&新規システム構築編)第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1 *2)	A P-V記入欄				JPO記入欄				備考		
								記載箇所		評価結果		確認箇所		評価結果				
								※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*3)	評価日	評価者	規約(*4)	※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載		細則(*3)	評価日
				3		[業務アプリケーション(サービス)類型1] 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 500, 503												
				4		[業務アプリケーション(サービス)類型2] 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 500, 503												
				5		[ビジネスルール管理] 200, 400, 401, 403, 405, 408, 500, 503												
				6		[DBアクセス基盤サービス] ・事件データ作成 200, 201, 400, 401, 403, 405, 408, 409, 500, 503 ・事件データ更新 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 409, 500, 503 ・事件データ削除 200, 201, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 409, 500, 503 ・事件データ提供 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 500, 503 ・書類データ作成 200, 201, 400, 401, 403, 405, 408, 409, 500, 503 ・書類データ更新 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 409, 500, 503 ・書類データ削除 200, 201, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 409, 500, 503 ・書類データ提供 200, 400, 401, 403, 404, 405, 408, 500, 503												
11	19	3.2.1-1	ビジネスプロセス	1	(1) 業務の流れは、ビジネスプロセスで定義すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
12	19	3.2.1-2	ビジネスプロセスの表記	1	(1) ビジネスプロセスは、"OMG"が定める" BPMN v2.0"で表記すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
				2	(2) ビジネスプロセスは、『別冊1 BPMN表記規則』に従い表記すること。												仕様(2)については、『別冊1 BPMN表記規則』の規約の適合確認結果に準ずる。	
13	19	3.2.1-3	ビジネスフロー管理の責務	1	(1) ビジネスフロー管理は、次の責務を担うこと。 ① ビジネスプロセスの管理 ② ビジネスプロセスインスタンスの管理												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
14	19	3.2.1-4	ビジネスフロー管理のサービスインタフェース	1	(1) ビジネスフロー管理は、「表 3.2-1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」, 「表 3.2-2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース2」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。	ビジネスフロー管理は、少なくとも「表 3.2.1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」, 「表 3.2.2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース2」に示すサービスインタフェースを提供していること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程) ・サービスインタフェース設計書										HTTPステータスコードに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約: 3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照)。	
				2	(2) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「1.1.1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースのURI」及び「1.1.2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	URIが『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「1.1.1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースのURI」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
				3		入力XML構造が『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「1.1.2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースの入出力XML構造」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
				4		出力XML構造が『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「1.1.2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェースの入出力XML構造」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
				5	(3) ビジネスフロー管理の提供するサービスインタフェースは、配下のフローノードインスタンスが全て「完了」状態であるビジネスプロセスインスタンスについては、当該ビジネスプロセスインスタンスが存在しないものとみなして、適切な応答を行うこと。(※)													詳細設計工程では適合確認を行わない。 ※「適切な応答」とは「規約: 3.1.5-4 HTTPステータスコード」で規定されるステータスコードを指す。
				6	(4) 「規約: 3.1.5-2 サービスインタフェース」の(2)②は適用しない。	サービスインタフェースのURIに版(バージョン)の情報がないこと。	・サービスインタフェース設計書											
15	25	3.2.1-5	サービスタスク及びユーザタスクの粒度	1	(1) ビジネスプロセスにおけるサービスタスクの粒度及びユーザタスクの粒度は、業務として意味のある最小単位とすること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
16	25	3.2.1-6	ビジネスフロー管理データ	1	(1) ビジネスフロー管理は、「ビジネスフロー管理データ」を管理すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
				2	(2) 「ビジネスフロー管理データ」は、「業務キー」, 「分岐条件情報」及び「連携先業務キー」とする。	ビジネスフロー管理が管理する情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様(2)に則していること。	・ビジネスプロセス設定設計書											
17	26	3.2.1-7	ビジネスフロー管理データの設定と有効範囲	1	(1) ビジネスフロー管理データは、ビジネスプロセスインスタンスに対して、次の①及び②とすること。 ① 業務キーは、1つのみ保持すること。	業務キーは、1ビジネスプロセスに1つのみ定義されていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
				2	② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持すること。	分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持していること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
				3	(2) ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすること。	ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとなっていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
				4	(3) ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」とすること。	ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」となっていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト(本冊) 【詳細設計工程】  
(特許庁システム設計・開発ガイドライン(システム刷新&新規システム構築編)第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1 *2)	A-P-V記入欄				J-PO記入欄				備考		
								記載箇所		評価結果		確認箇所		評価結果				
								※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*3)	評価日	評価者	規約(*4)	※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載		細則(*3)	評価日
				5	(4) ビジネスプロセスは、次の①及び②とすること。 ① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けること。	分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクが設けられていること。	・ビジネスプロセス処理関連図											
				6	(2) ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けること。	ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクが設けられていること。	・ビジネスプロセス処理関連図											
18	27	3.2.1-8	ビジネスフロー管理に対するアクセスバスの特例	1	(1) 連携元のシステム構成要素が次の①、②及び③のいずれかであって、連携先のシステム構成要素が、異なるサブシステムのビジネスフロー管理である場合、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 ① 業務アプリケーション(画面) ② 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション(サービス)の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション(サービス) ③ 業務アプリケーション(バッチ) (2) ビジネスフロー管理間は、「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 (3) 連携元が外部システムの場合、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」、「通知」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。												アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照)。	
19	28	3.2.1-9	ビジネスフロー管理における異常時の動作	1	(1) ビジネスフロー管理は、呼出し先のシステム構成要素のサービスインタフェースから400番台、又は500番台のHTTPステータスコードを受けた場合、フローを停止すること。													
20	29	3.2.2-1	業務アプリケーション(サービス)の責務	1	(1) 業務アプリケーション(サービス)は、業務処理の実行のうち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
21	29	3.2.2-2	業務アプリケーション(サービス)の類型	1	(1) 業務アプリケーション(サービス)は、次の①及び②に分類すること。 ① ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する処理を実行するもの(「類型1」)。類型1は次の(a)～(c)を含む。 (a) 業務処理(「類型1」) (b) 分岐条件情報の提供(「類型1b」) (c) 連携先業務キーの提供(「類型1r」) ② 個別データアクセスに配置された次の(a)及び(b)の操作に関するサービスを提供するもの。 (a) 共通リソースデータ(「類型2A」) (b) 個別連携一時データ(「類型2B」)	業務アプリケーション(サービス)が仕様記載された類型のいずれかに分類されており、かつ業務アプリケーション(サービス)の機能が分類された類型に即した内容となっていること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)											
22	29	3.2.2-3	ビジネスフロー管理と業務アプリケーション(サービス)との整合	1	(1) 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション(サービス)の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション(サービス)の処理は、対応するサービスタスクの業務範囲と整合すること。 (2) (1)は、アプリケーションプログラムの単位をもって確保すること。	サービスタスクの機能と、当該サービスタスクに対応する業務アプリケーション(サービス)の機能が整合していること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・機能一覧 ・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)										※サービスインタフェース一覧(詳細設計工程)において、アプリケーションプログラムを特定する情報を確認する。	
23	30	3.2.2-4	業務アプリケーション(サービス)に対するアクセスバスの特例	1	(1) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスバスを許容する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション(サービス)の類型」の②(a)あるいは(b)に分類される業務アプリケーション(サービス)であり、連携元のシステム構成要素が、次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション(画面) (b) 業務アプリケーション(サービス)(ただし、規約3.2.2-2①に分類される業務アプリケーション(サービス)に限る) (c) 業務アプリケーション(バッチ) (2) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスを禁止する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション(サービス)の類型」の②に分類される業務アプリケーション(サービス)であり、連携元のシステム構成要素が、ビジネスフロー管理である場合。 ② 連携先のシステム構成要素が、次の(a)～(c)であって、連携元のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション(サービス)の類型」の②である場合。 (a) ビジネスフロー管理 (b) ビジネスルール管理 (c) DBアクセス基盤サービス													アクセスバスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスバス」を参照)。
24	32	3.2.2-5	業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション(サービス)類型1、類型1b及び類型1rは、「表 3.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供すること。	(1) 業務アプリケーション(サービス)類型1、類型1b及び類型1rは、「表 3.2-5 業務アプリケーション(サービス)類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供していること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程) ・サービスインタフェース設計書										HTTPステータスコードに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照)。	

**別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物 (*1 *2)	A-P-V記入欄				J-PO記入欄				備考		
								記載箇所		評価結果		確認箇所		評価結果				
								※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*3)	評価日	評価者	規約(*4)	※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載		細則(*3)	評価日
					(2) 「表 3.2-5 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.1.1 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェースのURI」に則していること。	URIが『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.1.1 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェースのURI」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
						入力XML構造が『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.1.2 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェースの入出力XML構造」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
						出力XML構造が『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.1.2 業務アプリケーション (サービス) 類型1のサービスインタフェースの入出力XML構造」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
25	34	3.2.2-6	業務アプリケーション (サービス) 類型2Aのサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション (サービス) 2Aは、「表 3.2-6 業務アプリケーション (サービス) 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供すること。  (2) 「表 3.2-6 業務アプリケーション (サービス) 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	(1) 業務アプリケーション (サービス) 2Aは、「表 3.2-6 業務アプリケーション (サービス) 類型2Aのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのうち、必要なものを提供していること。  業務アプリケーション (サービス) 類型2Aが提供するサービスインタフェースについて、その仕様が設計成果物に定義されていること。	・サービスインタフェース一覧 (詳細設計工程) ・サービスインタフェース設計書										HTTPステータスコードに関する規約については、包括的に適合確認を行う (「規約: 3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照)。	
26	36	3.2.2-7	業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bは、異なるサブシステム間の連携を行うために、「表 3.2-7 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェース」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。  (2) 「表 3.2-7 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	業務アプリケーション (サービス) 類型2Bは、異なるサブシステム間の連携を行うために、少なくとも「表 3.2-7 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供していること。	・サービスインタフェース一覧 (詳細設計工程) ・サービスインタフェース設計書										HTTPステータスコードに関する規約については、包括的に適合確認を行う (「規約: 3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照)。	
				2	(2) 「表 3.2-7 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.2.1 業務アプリケーション (サービス) 類型2BのサービスインタフェースのURI」及び「2.2.2 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。	URIが『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.2.1 業務アプリケーション (サービス) 類型2BのサービスインタフェースのURI」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
				3		入力XML構造が『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.2.2 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェースの入出力XML構造」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
				4		出力XML構造が『別冊2 サービスインタフェース仕様 (URI・入出力XML構造)』の「2.2.2 業務アプリケーション (サービス) 類型2Bのサービスインタフェースの入出力XML構造」に則していること。	・サービスインタフェース設計書											
27	38	3.2.3-1	業務アプリケーション (画面) の責務	1	(1) 業務アプリケーション (画面) は、業務処理の実行のうち、画面を備える処理の実行に関する責務を担うこと。  (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
28	38	3.2.3-2	業務アプリケーション (画面) の構成	1	(1) 業務アプリケーション (画面) は、業務用PCのWebブラウザを利用した構成とすること。  (2) ただし、業務処理が業務用PCのWebブラウザを利用した構成で実現できない場合は、この限りではない。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
29	38	3.2.3-3	WEBブラウザを利用した構成における制限	1	(1) 業務アプリケーション (画面) のうちWebブラウザを利用する部分は、国際標準規格として規定された仕様準拠すること。  (2) ただし、特許庁がWebブラウザを指定する場合は、当該Webブラウザの仕様準拠すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
30	39	3.2.3-4	業務アプリケーション (画面) の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限	1	(1) 業務アプリケーション (画面) は、アプリケーションプログラムの単位と整合すること。  (2) 業務アプリケーション (画面) は、画面群の単位とすること。  (3) 画面群は、同一の機能特性を有する画面のみで構成すること。  (4) (3)の「同一の機能特性」は、次の①~④のいずれかとすること。 ① メニュー ② 対象特定 ③ 作成更新 ④ 参照  (5) 業務アプリケーション (画面) は、HTTPプロトコル (GETメソッド) により起動 (画面の表示開始) を行うこと。  (6) 業務アプリケーション (画面) は、(5)の起動を行うURI (パラメータを含む) を定義すること。  (7) 異なる業務アプリケーション (画面) 間の遷移は、(6)のURIのみを用いて(5)により行うこと。	業務アプリケーション (画面) に対して1画面群が、1アプリケーションプログラムに対応していること (※)。	・画面一覧 (詳細設計工程)										※画面一覧 (詳細設計工程) において、画面群及びアプリケーションプログラムを特定する情報を確認する。  詳細設計工程では適合確認を行わない。	
				2														
				3			業務アプリケーション (画面) の起動を行うURI (パラメータを含む) が、画面群毎に定義されていること。	・画面一覧 (詳細設計工程)										
				4			異なる業務アプリケーション (画面) 間の遷移について設計成果物に明記されており、その内容が仕様準拠していること。	・画面遷移図 ・画面一覧 (詳細設計工程)										
31	39	3.2.3-5	業務アプリケーション (画面) とビジネスフロー管理との整合	1	(1) ユーザタスクに対応する業務アプリケーション (画面) の業務処理は、対応するユーザタスクの業務範囲と整合すること。  (2) (1)の業務アプリケーション (画面) は、「規約: 3.2.3-4 業務アプリケーション (画面) の単位、画面群の定義及び画面遷移の制限」の仕様(4)の③に該当する画面群とすること。	「作成更新」の画面群に該当する業務アプリケーション (画面) が、「タスク完了」によって対応するユーザタスクの状態を「完了」としていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・画面一覧 (詳細設計工程) ・画面設計書 (詳細設計工程)											

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト(本冊) 【詳細設計工程】  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン(システム刷新&新規システム構築編)第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1 *2)	A P-V記入欄					JPO記入欄					備考
								記載箇所		評価結果			確認箇所		評価結果			
								※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*3)	評価日	評価者	規約(*4)	※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*3)	評価日	
32	41	3.2.4-1	業務アプリケーション(バッチ)の責務	1	(1) 業務アプリケーション(バッチ)は、業務処理の実行のうち、次のいずれかの処理の実行に関する責務を担うこと。 ① 予め定められた時間間隔あるいは日時に処理の実行を開始するもの。 ② 複数の業務キーに関する処理を、一括して処理せざるをえないもの。  (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
33	41	3.2.4-2	業務アプリケーション(バッチ)とビジネスフロー管理との関係	1	(1) ビジネスフロー管理が、業務アプリケーション(バッチ)の処理結果に基づいて業務の流れを制御する場合は、次のとおりとする。 ① ビジネスプロセスに対して、業務アプリケーション(バッチ)の処理結果に基づいて業務の流れを制御する箇所にメッセージイベントを設ける。 ② 業務アプリケーション(バッチ)は、ビジネスフロー管理のサービスインタフェースを利用し、メッセージを伝達する。  (2) ただし、業務の流れを制御する対象がユーザタスクの場合はこの限りではない。	ビジネスフロー管理が、業務アプリケーション(バッチ)の処理結果を契機として業務の流れを制御する場合、その制御について設計成果物に明記されておりその内容が仕様と一致していること。(※)	・ビジネスプロセス処理関連図 ・CRUDマトリックス(処理レベル) ・サービス処理設計書 ・バッチ処理設計書										※例えば、ビジネスプロセスをループさせて単一の業務アプリケーション(サービス)のみを実行し、ポーリング動作を実現している場合に、業務アプリケーション(バッチ)の処理結果に基づく制御が明記(可視化)されていない可能性がある。	
34	42	3.2.5-1	個別データベースの責務	1	(1) 個別データベースは、個別データベースに配置されたデータを管理する責務を担うこと。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
35	42	3.2.5-2	個別データベースに配置するデータ	1	(1) 個別データベースに配置するデータは、次の①~④のいずれかに限ること。 ① 共通リソースデータ ② 個別連携一時データ ③ 個別リソースデータ ④ 個別業務イベントデータ  2 (2) 個別データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述(ストアドプロシージャやトリガ)を配置してはならない。	個別データベースに配置する各テーブルのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。	・テーブル一覧(詳細設計工程) ・テーブル設計書(詳細設計工程)										詳細設計工程では適合確認を行わない。	
36	43	3.2.5-3	個別連携一時データとして配置するデータ	1	(1) 個別連携一時データとして個別データベースに配置する情報は、次の①~④とする。 ① 伝達情報種別 ② 業務キー ③ タイムスタンプ ④ 伝達情報	個別連携一時データとして個別データベースに配置するテーブルのカラム情報が設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。	・テーブル設計書(詳細設計工程)											
37	44	3.2.6-1	ビジネスルール管理の責務	1	(1) ビジネスルール管理は、業務アプリケーションに含まれるビジネスルールを処理することができる。  2 (2) ビジネスルールは、「表 3.2-11 ビジネスルールの種別」における、「推論」、「計算」、「振分」、「制約」から構成すること。	ビジネスルール管理で処理するビジネスルールの種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。	・ビジネスルール管理設計書										詳細設計工程では適合確認を行わない。	
38	46	3.2.7-1	DBアクセス基盤サービスの責務	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を担うこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
39	46	3.2.7-2	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、少なくとも「表 3.2-12 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供すること。  2 (2) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースのURIと入出力XML構造は、『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「3.1.1 DBアクセス基盤のサービスインタフェースのURI」及び「3.1.2 DBアクセス基盤のサービスインタフェースの入出力XML構造」に従うこと。  3 (3) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	(1) DBアクセス基盤サービスは、少なくとも「表 3.2-12 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供していること。  URIが『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「3.1.1 DBアクセス基盤のサービスインタフェースのURI」に則していること。  入力XML構造が『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「3.1.2 DBアクセス基盤のサービスインタフェースの入出力XML構造」に則していること。  出力XML構造が『別冊2 サービスインタフェース仕様(URI・入出力XML構造)』の「3.1.2 DBアクセス基盤のサービスインタフェースの入出力XML構造」に則していること。  DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースについて、その仕様が定義されていること。	・サービスインタフェース一覧(詳細設計工程) ・サービスインタフェース設計書  ・サービスインタフェース設計書  ・サービスインタフェース設計書  ・サービスインタフェース設計書									HTTPステータスコードに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約:3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照)。		
40	50	3.2.7-3	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML	1	(1) DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースのXML Schemaにて、事件データを表現する要素について、共有データベースの対応する項目「nullを扱う場合は、スキーマ定義構文において、属性「nullable」に「true」を指定すること。  2 (2) 入力XML要素が空要素である場合は、次の①、②に従うこと。 ① 共有データベースをnullで更新する場合は、属性「nil」に「true」を指定すること。 ② 共有データベースを空文字で更新する場合は、属性「nil」を指定しない、又は属性「nil」に「false」を指定すること。  3 (3) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、入力項目として事件データの更新情報を表すXMLを受領した場合、受領したXMLに含まれる要素に対応する事件データのみを更新対象とする。	DBアクセス基盤サービスが提供するサービスインタフェースは、入力項目として事件データの作成または更新情報を表すXMLを受領した場合、受領したXMLに含まれる(タグがある)要素に対応する事件データのみを作成または更新対象とすることが設計成果物に明記されていること。	・サービスインタフェース設計書 ・テーブル設計書(詳細設計工程)  ・サービスインタフェース設計書  ・サービスインタフェース設計書											
41	51	3.2.7-4	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの事前空間	1	(1) 入出力項目に事件データを持つサービスインタフェースは、XML Schema定義において事件データ配下の要素に名前空間を設定すること。	事件データの各要素が、それぞれ異なる名前空間に属していることが確認できること。	・サービスインタフェース設計書											

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】  
(特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物 (*1 *2)	A-P-V記入欄					J-P-O記入欄					備考			
								記載箇所		評価結果			確認箇所		評価結果						
								※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*3)	評価日	評価者	規約(*4)	※設計成果物名と事項節を記載	※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	細則(*3)	評価日		評価者	規約(*4)	
				2	(2) 事件データ配下の要素の名前空間は、次の①、②に従うこと。 ① コード仕様を管理する単位で名前空間を設けること。ただし、コード仕様を管理する単位内に同じコード値で意味が異なるコードが存在する場合は、コード値の意味が一意になるような適切な範囲で、さらに細分化した名前空間を設けること。 ② ①で設けた名前空間に、事件データ配下の対応する要素を定義すること。	事件データの各要素が、以下の①及び②に従って名前空間を付与されていることが確認できること。 ① コード仕様を管理する単位で名前空間を設けること。ただし、コード仕様を管理する単位内に同じコード値で意味が異なるコードが存在する場合は、コード値の意味が一意になるような適切な範囲で、さらに細分化した名前空間を設けること。 ② ①で設けた名前空間を、事件データ配下の対応する要素にそれぞれ設定すること。	・サービスインタフェース設計書														
42	52	3.2.7-5	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限	1	(1) 「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に定めるサービスインタフェースのうち、業務用PCのWebブラウザを利用したアクセスは、HTTPメソッドがGETであるものに限る。														詳細設計工程では適合確認を行わない。		
43	52	3.2.7-6	共有データベースに対するアクセス	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」に定める方式で、共有データベースにアクセスすること。															本規約については、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」の適合確認結果に準ずる。	
44	53	3.2.8-1	共有データベースの責務	1	(1) 共有データベースは、共有データベースに配置されたデータを管理する責務を担うこと。															詳細設計工程では適合確認を行わない。	
45	53	3.2.8-2	共有データベースに配置するデータ	1	(1) 共有データベースに配置するデータは、「事件データ」あるいは「書類データ」のいずれかに該当するデータとすること。 2 (2) 共有データベースに、(1)のデータに対する一連の処理の記述 (ストアドプロシージャやトリガ) を配置してはならない。	共有データベースに配置する各テーブルのデータ種別が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・テーブル一覧 (詳細設計工程) ・テーブル設計書 (詳細設計工程)													詳細設計工程では適合確認を行わない。	
46	53	3.2.8-3	共有データベースへのアクセス	1	(1) 共有データベースは、DBアクセス基盤サービスからのアクセスを受け機能を提供すること。 (2) (1)のアクセスは、次の①～③に従うこと。 ① アクセスは、JDBC APIを使用すること。 ② データの操作は、ANSI/ISOにおいて標準化されたSQLとすること。 ③ ②のSQLは、SQL:1999(SQL99)に準拠すること。	DBアクセス基盤サービスから共有データベースへのアクセス方式が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・標準コーディング規約 (詳細設計工程)														
47	54	3.2.9-1	外部システム連携の配置	1	(1) 内部システムが次の①～⑩に該当する外部システムと連携する場合は、システム構成要素として「外部システム連携」を「外部システム連携層」に配置すること。 ① 特許方式審査システム (SY06) ② 意匠・商標方式審査システム (SY07) ③ 特許審査周辺システム (SY08) ④ 意匠審査周辺システム (SY09) ⑤ 商標審査周辺システム (SY10) ⑥ 審判システム (SY25) ⑦ 登録システム (SY26) ⑧ 特実 (XML) 公報システム (SY27) ⑨ 意匠・商標・審判公報システム (SY28) ⑩ 記録ファイル管理システム (SY39)	①～⑩に該当する外部システムとの連携は、外部システム連携を経由していること	・外部インタフェース一覧 (詳細設計工程)														
48	54	3.2.9-2	外部システム連携の機能と単位	1	(1) 外部システム連携は、次の①～⑥のうち、内部システムと外部システム間の相違を交換するために必要な機能を有すること。 ① 内部システムに対して、本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供する機能。 ② 内部システムのサービスインタフェースにアクセスする機能。 ③ 外部システムに対して、外部システム固有のインタフェースを提供する機能。 ④ 外部システム固有のインタフェースにアクセスする機能 ⑤ ①～④を整合させる機能。 2 (2) 外部システム連携は、連携する外部システムが刷新される範囲と整合した単位とすること。	外部システム連携の機能が設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・外部システム連携設計書 (詳細設計工程) ・外部インタフェース一覧 (詳細設計工程) ・外部インタフェース設計書 ・サービスインタフェース一覧 (詳細設計工程) ・サービスインタフェース設計書														
49	58	3.2.9-3	内部システムから外部システム連携へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～④を連携元のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション (画面) ③ 業務アプリケーション (サービス) (ただし、「規約：3.2.2.2 業務アプリケーション (サービス) の類型」の(1)①に分類される業務アプリケーション (サービス) に限る) ④ 業務アプリケーション (バッチ) (2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムあるいはDBアクセス基盤サービスとして取り扱うこと。																アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う (「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。
50	59	3.2.9-4	外部システム連携から内部システムへのアクセスパス	1	(1) 連携元のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～③を連携先のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション (サービス) ③ DBアクセス基盤サービス (2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムとして取り扱うこと。																アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う (「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。
51	60	3.2.9-5	外部システム連携に関するアクセスパスのプロトコル	1	(1) 「表 3.2-15 外部システム連携に関するアクセスパス」に示すアクセスパスのプロトコルは、RFC 7230～7235で規定する「HTTP/1.1」とすること。																詳細設計工程では適合確認を行わない。
52	60	3.2.9-6	外部システム連携のサービスインタフェース	1	(1) 「規約：3.2.9-3 内部システムから外部システム連携へのアクセスパス」のアクセスパスは、サービスインタフェースとすること。 2 (2) (1)のサービスインタフェースは、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠すること。 3 (3) (1)のサービスインタフェースは、「表 3.2-16 サービスインタフェースを提供するシステム構成要素」で示すシステム構成要素のサービスインタフェースに準拠すること。	(1)のサービスインタフェースが、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」に準拠していること。	「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」、「規約：3.1.5-3 HTTPヘッダ」及び「規約：3.1.5-4 HTTPステータスコード」を参照														詳細設計工程では適合確認を行わない。

別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】  
(特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物 (*1 *2)	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則 (*3)	評価日			評価者	細則 (*3)		評価日
				4		(1)のサービスインタフェースが、業務アプリケーション(サービス)的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)タイプ1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)タイプ2Aのサービスインタフェース」又は「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)タイプ2Bのサービスインタフェース」に準拠していること。	「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)タイプ1のサービスインタフェース」、「規約：3.2.2-6 業務アプリケーション(サービス)タイプ2Aのサービスインタフェース」及び「規約：3.2.2-7 業務アプリケーション(サービス)タイプ2Bのサービスインタフェース」を参照										
				5		(1)のサービスインタフェースが、DBアクセス基盤サービス的なサービスインタフェースの場合は、「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの名前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」に準拠していること。	「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」、「規約：3.2.7-3 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける入力XML」、「規約：3.2.7-4 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースにおける事件データの名前空間」及び「規約：3.2.7-5 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限」を参照										
53	61	3.2.10-1	業務アプリケーション(外受)の責務	1	(1) 業務アプリケーション(外受(そとうけ))は、業務処理の実行のうち、外部システムからのアクセスであって、本仕様書に準拠していないアクセスによる処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。											詳細設計工程では適合確認を行わない。	
54	61	3.2.10-2	業務アプリケーション(外受)の配置と機能	1	(1) 業務アプリケーション(外受)は、「規約：3.1.1-1 3層構造」で定める業務層に配置すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。
				2	(2) 業務アプリケーション(外受)は、アクセスを行う外部システムに対して、その外部システム固有のインタフェースを提供する機能を有すること。	業務アプリケーション(外受)の機能が設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。											
55	61	3.2.10-3	業務アプリケーション(外受)へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が業務アプリケーション(外受)である場合は、アクセスパスは外部システムからのみ許容する。												アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。
56	61	3.2.10-4	業務アプリケーション(外受)からのアクセスパス	2	(1) 連携元のシステム構成要素が業務アプリケーション(外受)である場合の他のシステム構成要素へのアクセス可否は、連携元のシステム構成要素が業務アプリケーション(サービス)のタイプ1である場合に準じる。												アクセスパスに関する規約については、包括的に適合確認を行う(「規約：3.1.3-1 アクセスパス」を参照)。
57	62	3.3.1-1	サブシステム間の連携1(契機)	1	(1) サブシステム間の連携における契機の伝達は、次の①あるいは②とする。 ① 連携元サブシステムのビジネスフロー管理が、連携先サブシステムのビジネスプロセスのメッセージイベントを一意に特定できる場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース(「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」)を利用する。 ② ①の条件に該当しない場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムの業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェース(「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)タイプ1のサービスインタフェース」の「業務処理」)を利用する。	サブシステム間で、契機を授受する方法について設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。											
				2	契機を授受する方法として連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース(「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」)を利用できる場合に、連携先サブシステムの業務アプリケーション(サービス)が提供するサービスインタフェース(「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション(サービス)タイプ1のサービスインタフェース」の「業務処理」)を利用していないこと。												
58	63	3.3.1-2	サブシステム間の連携2(業務情報)	1	(1) サブシステム間の連携における業務情報の授受は、次の①～③とする。 ① 共有データベースを利用する。 ② 個別データベースを利用する。 ③ ビジネスプロセスインスタンス・フローノードインスタンスの状態を利用する。 (2) ただし、(1)②で授受する業務情報は、共通ソースデータあるいは個別連携一時データに限る。	サブシステム間で、業務情報を授受する方法について設計成果物に明記されており、その内容が仕様と一致していること。											
59	70	3.4.1-1	重複データの禁止	1	(1) 共有データベース及び個別データベースには、解消すべき重複データを配置してはならない。												各刷新プロジェクトは、重複データ解消のためのプロセスを定め、これを実施することにより、本仕様の準拠に努める。コントロール実施者は、策定されたプロセス及びその実施状況の適切性によって、適合確認を行う。
60	70	3.4.2-1	業務アプリケーションの版管理	1	(1) 同一業務において、制度改正等の対応で異なる業務アプリケーションを定義する場合は、当該業務アプリケーションを版(バージョン)により区別すること。	同一業務において、制度改正等の対応で異なる業務アプリケーションを定義する場合は、当該業務アプリケーションを版により区別していること。											
				2	(2) (1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション(サービス)の場合、利用するサービスの特定は、ビジネスフロー管理で行うこと。	同一業務において、制度改正等の対応で異なる業務アプリケーションを定義する場合は、利用する業務アプリケーション(サービス)の特定を、ビジネスフロー管理で行うこと。											
61	71	3.4.3-1	使用する文字コード	1	(1) システム構成要素間で使用する文字は、次の①～③とする。 ① 文字セットは、Unicodeとし、5.1もしくは5.1と互換性のあるバージョンに準拠すること。 ② エンコードは、UTF-8とする。 ③ 使用する文字セットの範囲は、システム開発時に規定すること。												詳細設計工程では適合確認を行わない。



**別紙2 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (本冊) 【詳細設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物 (*1 *2)	A P-V 記入欄				J P O 記入欄				備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果		確認箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										細則 (*3)	評価日			評価者	規約 (*4)		細則 (*3)	評価日
62	72	3.4.4-1	システム利用者の認証・認可	1	(1) 業務アプリケーション (画面) は、システム利用者の本人性確認及び利用者権限管理に関する認証・認可を行うこと。												詳細設計工程では適合確認を行わない。	
63	72	3.4.4-2	システム構成要素間の認証・認可	1	(1) 次の①～⑤のシステム構成要素が提供するサービスインタフェースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション (サービス) ③ ビジネスルール管理 ④ DBアクセス基盤サービス ⑤ 外部システム連携  (2) (1)の認証は、HTTPのベーシック認証とすること。 (3) (2)のベーシック認証用のアカウントは、仕様(1)の①～⑤がそれぞれ発行すること。 (4) (3)のアカウントを発行する単位は次の①～③とすること。 ① 同一サブシステムのシステム構成要素毎 ② 異なるサブシステムのシステム構成要素毎 ③ ①、②のシステム構成要素のうち業務アプリケーション (サービス) は類型毎  (5) (1)の認可は、本仕様書で定めるアクセスパスに準じてサービスの利用可否を判断すること。 (6) 個別データベース及び共有データベースは、システム構成要素間の信頼に関する認証・認可を行うこと。													詳細設計工程では適合確認を行わない。
64	74	3.4.5-1	業務キーと業務キー区分名の基本的構成	1	(1) 業務キーは、次の①及び②から構成すること。 ① 業務キー区分コード ② 業務キー主部  (2) 業務キー区分名は、業務キー区分コードと一対一に対応つけて設定すること。  (3) 業務キー区分名として、次の①～③を設定すること。 ① 日本語名 ② URI物理名 ③ タグ物理名  (4) 業務キー区分コード、業務キー区分名の日本語名、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名は、特許庁システム全体にわたって、それぞれ一意性を確保すること。  (5) 業務キーの表現、並びに業務キー区分コード、業務キー主部、業務キー区分名のURI物理名、及び業務キー区分名のタグ物理名の構成は、『別冊3 業務キー・業務キー区分名に関する仕様』の「2.1 業務キー・業務キー区分名に関する仕様」に従うこと。												業務キー・業務キー区分名のコード仕様を追加する必要がある場合、特許庁が追加するコード仕様の確認を行う。	

\*1: 作成概要、様式案等は「特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編)」を参照のこと。  
 \*2: 基本設計工程で作成した設計成果物に対して詳細設計工程で情報を追加して作成する設計成果物 (例: サービスインタフェース一覧 (詳細設計工程)) は、追加部分のみを検証対象とする。  
 \*3: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。  
 \*4: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。  
 例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。  
 導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

**別紙3 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (別冊1) 【基本設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			
										細則(*2)	評価日	評価者			細則(*2)		評価日	評価者
1	2	別1 2.1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。  (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示す配置場所にする。													
2	2	別1 2.1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」及び「表3-2 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。  (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」、「表3-4 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル)」に示す配置場所にする。	設計成果物において使用しているBPMN要素が仕様則に則っていること。	・業務フロー図 (BPMN/分析モデル)											
3	3	別1 2.2-1	実行可能モデルにおける識別子	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち「識別子が必要な要素」に、識別子を付与すること。  (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、マルチバイト文字を含めないこと。													
4	4	別1 2.3-1	ラベルに係る命名規則	1	(1) 記述モデル、分析モデル及び実行可能モデルでビジネスプロセスを表記する場合には、ラベルに係る命名規則を定めること。	BPMN要素の命名規則が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (基本設計工程)											
				2	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるラベルが、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図 (BPMN/分析モデル)											
5	4	別1 2.4-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。	サブシステム毎に統一されたBPMN表記の方法が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (基本設計工程)											
				2	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるBPMN表記の方法が、BPMN記載ルールに則っていること。	・業務フロー図 (BPMN/分析モデル)											

\*1: 作成概要、様式案等は「特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編)」を参照のこと。  
 \*2: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。  
 \*3: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。  
 例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。  
 導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。

**別紙4 特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.4版 適合確認チェックリスト (別冊1) 【詳細設計工程】**  
 (特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編) 第1.4版対応)

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物(*1)	A P - V 記入欄				J P O 記入欄				備考		
								記載箇所 <small>※設計成果物名と章項目を記載</small>	コメント <small>※評価が「適合」以外の場合は必ず記載</small>	評価結果			確認箇所 <small>※設計成果物名と章項目を記載</small>	コメント <small>※評価が「適合」以外の場合は必ず記載</small>	評価結果			
										細則(*2)	評価日	評価者			細則(*2)		評価日	評価者
1	2	別1 2.1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。  (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示す配置場所にする。	設計成果物において使用しているBPMN要素が仕様によっていること。	・ビジネスプロセス処理関連図											
2	2	別1 2.1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」及び「表3-2 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。  (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」、「表3-4 「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル)」に示す配置場所にする。													
3	3	別1 2.2-1	実行可能モデルにおける識別子	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち「識別子が必要な要素」に、識別子を付与すること。  (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、マルチバイト文字を含めないこと。	「識別子が必要な要素」に識別子が付与されており、「一意性を確保する範囲」において一意性が確保されていること。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
				2	識別子に使用する文字は、マルチバイト文字を含めないこと。	識別子に使用する文字が、マルチバイト文字を含めないこと。	・ビジネスプロセス処理関連図 ・ビジネスプロセス設定設計書											
4	4	別1 2.3-1	ラベルに係る命名規則	1	(1) 記述モデル、分析モデル及び実行可能モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、ラベルに係る命名規則を定めること。	BPMN要素の命名規則が設計成果物に記載されていること。	・BPMN記載ルール (詳細設計工程)											
				2	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	設計成果物におけるラベルが、BPMN記載ルールに則っていること。	・ビジネスプロセス処理関連図											
5	4	別1 2.4-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでビジネスプロセスを表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。													
				2	(2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。													

\*1: 作成概要、様式案等は「特許庁システム設計・開発ガイドライン (システム刷新&新規システム構築編)」を参照のこと。  
 \*2: 評価の決定方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。  
 \*3: 規約の評価結果は細則の評価結果より導出する。  
 例: 細則の評価結果に1つでも「不適合」があれば規約の評価結果は「不適合」となる。  
 導出方法については「技術的整合性検証プロセスガイドライン」を参照のこと。